

各種手数料の減免措置

②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免

| 番号 | 使用料・手数料等に関する特例措置 | 特例措置の概要（対象となる方・適用要件等） | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|-----|-------------------------------|---|--------------------|----------------|--------------|
| 2-1 | 医療法による開設等許可手数料の減免（病院、診療所、助産所） | 病院、診療所、助産所が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための医療法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 医療政策室 | 059-224-2337 |
| 2-2 | 薬事法に係る許可申請手数料の減免 | 薬局等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための薬事法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2330 |
| 2-3 | 毒物及び劇物取締法に係る登録申請手数料の減免 | 営業所等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための毒物及び劇物取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2330 |
| 2-4 | 麻薬及び向精神薬取締法に係る免許申請手数料の減免 | 薬局等が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための麻薬及び向精神薬取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2330 |
| 2-5 | 大麻取締法に係る免許申請手数料の減免 | 施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための大麻取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2330 |
| 2-6 | 覚せい剤取締法に係る指定申請手数料の減免 | 施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための覚せい剤取締法の手続きに関する手数料を全額減免します（移転、建て替え、仮設等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2330 |
| 2-7 | （食品衛生法に基づく）食品営業許可申請手数料の減免 | 被災により食品営業許可の取り直しが必要となった場合に許可申請に係る手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2343 |
| 2-8 | 生活衛生関係営業にかかる手数料の減免 | 被災により施設の新築又は許可取り直しとなる程度の変更を伴う営業再開及び仮店舗での営業再開に係る手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 薬務食品室 | 059-224-2343 |

各種手数料の減免措置

②被災者の営業再開等に係る許可等手数料の減免

| 番号 | 使用料・手数料等に関する特例措置 | 特例措置の概要（対象となる方・適用要件等） | 特例措置の実施時期・期間等 | お問い合わせ先 | 電話番号 |
|------|------------------------------------|--|--------------------|----------------|--------------|
| 2-9 | 特定動物飼養許可申請手数料および特定動物飼養変更許可申請手数料の減免 | 被災により要した飼養施設の移転および変更にかかる手続きの手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 業務食品室 | 059-224-2343 |
| 2-10 | 動物取扱業登録申請手数料の減免 | 飼養施設の被災により営業の継続ができず、同一敷地以外の場所で営業を再開する場合の登録申請手数料を全額免除します。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 業務食品室 | 059-224-2343 |
| 2-11 | 化製場及び死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料の減免 | 施設が被災し、概ね被災前の状況に復旧させるための化製場及び死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料を全額免除します（移転、建て替え等の新規開設する場合も含む）。 ※被災（り災）証明書の提出が必要となります。 | 被災した日から平成24年3月末日まで | 健康福祉部 業務食品室 | 059-224-2343 |